塩尻市建設工事　低入札価格調査制度における「低入札調査基準価格」算定フロー及び失格判断について
（失格基準価格制度における失格基準価格算定フローを準用）

ス タ ー ト

設計額（税込み）が130万円以上のうち、
低入札価格調査の対象となる工事

130万円未満 → 対象外

入　　札

① 入札書比較価格（税抜き）を超える応札者を算定対象から除外します。

② ①で除外された残りの応札者の平均値±（標準偏差×１．５）の範囲外にある応札者を算定対象者から除外します。
　①で除外された残りの応札者数：n
　①で除外された残りの応札価格：x

平均値： $\Sigma x/n$　　**1円未満切り捨て**

標準偏差： $\sqrt{\dfrac{n\Sigma x2-(\Sigma x)2}{n2}}$　　**1円未満を四者五入**

③ ②で除外された残りの応札者が3者以上か？

Aルート
3者未満の場合

④ ③において入札書比較価格の89．5%相当額以上の応札者が3者以上か？

Bルート
3者未満の場合

Cルート

⑤ （入札書比較価格の89．5%相当額以上の応札者のうちで）

$$\text{平均価格} = \frac{\text{相当額以上の者の価格合計}}{\text{相当額以上の者の数}}$$

以上により算出された平均価格(**百の位以下を切り上げ**)を低入札調査基準価格とする。

ただし、算定した平均価格が入札書比較価格の94．5%を超える場合は、94．5%相当額(**百の位以下を切り上げ**)とする。

低入札調査基準価格　＝　上記で計算された額

低入札調査基準価格＝89．5%相当額
（百の位以下を切り上げ）

応札価格　＜　低入札調査基準価格－入札書比較価格×2．5%

応札価格が下回る場合 → 失格

応札価格が下回らない場合 → 低入札調査実施